

土地一時使用の申請について

公共工事等にかかる現場事務所、資材置き場、搬送設備の設置等のため組合管理地を使用したい場合、下記の手順により土地一時使用申請を行ってください。

- 1 使用許可対象 公共工事及び電気事業等の公共性の高い事業にかかる工事
- 2 使用期間 上限等なし ※使用期間が1年未満の場合は使用料を年度区切りで日割とし、年度を跨ぐ場合は年度毎に使用料を請求する。
- 3 使用料単価 公共団体（原則直接申請の場合）：応談
民間企業（公共事業請負も含む）：年額 444 円／㎡
【日割計算】 使用面積×単価×使用日数／365 日※（小数点以下切捨）
※閏年を含む年度は 366 日で割り返す
- 4 土地使用の流れ (1) 添付書類と共に土地一時使用願を組合へ提出
(2) 組合から土地一時使用許可書を交付し、土地使用を許可
(3) 土地使用開始
(4) 許可期間内に設置物等を撤去し、現況復旧
(5) 土地一時使用完了届を組合に提出
- 5 提出書類の留意点 * 組合管理地は三島市外五ヶ市町箱根山組合、三島市外三ヶ市町箱根山林組合の2組合で管理区域が分かれているため、使用する箇所により申請先が変わりますので、事前に組合へお問い合わせください。
* 土地一時使用願には、位置図・使用箇所求積図・現場写真の他、使用承諾書※を添付ください。
※組合管理地はほぼ全域、地元権利者へ貸地しているため該当借地人に対し、工事概要等を説明の上、使用承諾書に署名押印いただくようお願いします。
対象借地人情報は組合へお問い合わせください。
* 土地一時使用完了届には、現況復旧後の現場状況写真を添付してください。
* 組合で公表している上記書類の様式は作成例であり、申請者独自の様式で提出いただいても問題ありません。

※ その他不明な点は組合までお問い合わせください。

箱根山組合
事務所：三島市中央町 5-5
三島市役所中央町別館 4 階
TEL：055-976-1013 FAX：055-9761043
Mail：hakonesan@city.mishima.shizuoka.jp